

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第12回 LLW埋設施設検査方法分科会 (F15SC) 議事録

1. 日時 2009年7月17日(金) 13時30分～17時10分
2. 場所 仏教伝道会館4階「光の間」
3. 出席者 (順不同, 敬称略) 開始時  
(出席委員) 川上(主査), 吉原(幹事), 河西, 金子, 河村, 京谷, 平川, 宮本, 山本,  
大内(吉森代理), 小野(小山代理), 操上(兵藤代理), 藤谷(河上代理),  
牧野(後藤代理), 山下(雨宮代理), 山本(上田代理) (16名)  
(欠席委員) 新堀(副主査), 東, 久田 (3名)  
(常時参加者) 田中明(栗津代理), 金子, 関口, 中瀬, 中村, 庭瀬, 増田, 安田, 山田,  
大田(新保代理) (10名)  
(大内, 小野, 山本常時参加者は委員代理出席)  
(欠席常時参加者) 枝松, 大音, 廣永 (3名)  
(オブザーバ) 池田整, 田中靖人 (2名)  
(事務局) 谷井
4. 配付資料  
F15SC12-1 第11回 LLW埋設施設検査方法分科会議事録(案)  
F15SC12-2 標準委員会の活動状況  
F15SC12-3 人事について  
F15SC12-4 「余裕深度処分施設の施設検査方法」の変更案  
F15SC12-5 「ピット処分施設の施設検査方法」の変更案  
F15SC12-6 「トレンチ処分施設の施設検査方法」の変更案  
F15SC12-7 余裕深度処分施設の施設検査方法標準(案) 完本版  
F15SC12-8 ピット処分施設の施設検査方法標準(案) 完本版  
F15SC12-9 トレンチ処分施設の施設検査方法標準(案) 完本版  
F15SC12-10 コメント記入フォーム[施設検査方法標準案(余裕深度L1、ピットL2、トレン  
チ処分L3共通)]

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より, 開始時, 委員19名中16名の出席があり, 決議に必要な委員数(13名以上)を満足し, 本分科会は成立している旨の報告があった。

(2) 前回議事録(案) 確認

幹事より, F15SC12-1により, 前回の議事録(案)の説明があり, 承認された。

(3) 標準委員会活動状況

事務局より, F15SC12-2に沿って, 標準委員会活動状況について報告があった。

#### (4) 人事について

##### 報告事項

##### ・委員退任

事務局より、河上 憲之氏（(独)原子力安全基盤機構）、東 利彦氏(関西電力(株))の委員の退任報告があった。

##### ・常時参加者登録解除

事務局より、栗津 俊一氏(日本原燃(株))の常時参加者登録の解除の報告があった。

##### 承認事項

##### ・委員選任

事務局より、新委員として、藤谷 昌弘氏（(独)原子力安全基盤機構）、塩見 隆行氏(関西電力(株))が推薦されている旨紹介され、決議した結果、全員の賛成で新委員に選任された。

##### ・常時参加者登録

事務局より、池田 整氏（日本原子力技術協会）、田中 明氏(日本原燃(株))、田中 靖人氏(日揮(株))の常時参加者登録の希望の紹介があり、決議の結果、全員の賛成で承認された。

#### (5) 余裕深度処分施設検査方法標準(案)の改訂について

資料 F15SC12-4 に基づき、中瀬常時参加者より、余裕深度処分施設の施設検査方法(案) 簡条 1～4 及び附属書 A の改訂案について説明があり、続いて小野委員(代理)より、余裕深度処分施設の施設検査方法(案) 簡条 5 及び附属書 B～I の改訂案について説明があった。主な議論は以下の通りである。

##### 1) 標準全般

- ・この標準の作成に当たり、基本的要件等が国のどの報告書から導かれたかものかが明確になっているのか。

L1,L2,L3 とも、附属書 A や解説にその旨を記載しているが、再度確認のうえ、不明確な記載があればご指摘を反映させていただき、修正する。

##### 2) 本体簡条 4

- ・P9-4.4.2.1a)の区画内充てん材の技術的要件に“有害な空げきがないように充てんされていること”とあるが、空げきを完全になくすことはできないので、他の適切な表現に修正したほうがよい。

- ・例えば、“適切に充てんされていること”、“安全評価を満足するように充てんされていること”、“所定の充てん量が充てんされていること”等の表現が考えられるが、読者に誤解を与えないような適切な表現を検討していただきたい。

⇒戴いた意見を参考に、修正する。

- ・P1-5.3.2b)の検査方法の記載で、“〇〇によって確認する”とあるが、検査方法なので、“〇〇による”、“〇〇によって照合する”等の表現に変更した方がよい。

この表現については、“確認する”と記載した方が文章として適正な場合もあるが、全

体をチェックして，“確認する”，“検査する”，“照合する”あるいは，“～による”だけの記載にするなど，適切に使い分けるようにする。

### 3) 本体簡条 5

- ・簡条 5 全般にわたって，判定基準の記載の“以上”という記載がある場合とない場合があるが，その違いは何か。

⇒判定基準として，すべて規格値以上であれば良いとは限らず，範囲に収まっていれば良い場合もあるので，あえて書き分けている。

- ・表現を“満足すること”に統一すれば，どちらの意味も包含されるのではないかと。判定基準の表現については，再度検討し，“以上であること”と“～の範囲内に収まっていること”を適切に使い分けるように修正する。

- ・P1-5.2 の安全評価で設定された単位とは，何か。

⇒“安全評価で設定された単位”とは，具体的には，“申請書に記載している”という意味であるが，“申請書に記載”という表現では標準に馴染まないためこのような表現にしている。

- ・P1-5.3.2 では，検査時期に供試体の採取時期を記載しているが，検査時期は，あくまでも検査する時期のみを記載し，供試体の採取時期については，検査方法に記載した方がよい。

⇒拝承。ご指摘通り，供試体の採取は，検査の具体的な方法であるので，修正する。

## (6) ピット処分施設の施設検査方法（案）の改訂について

資料 F15SC12-5 に基づき，中瀬常時参加者より，ピット処分施設の施設検査方法（案）簡条 1～4 及び附属書 A の改訂案について説明があり，続いて山本委員（代理）より，ピット処分施設の施設検査方法（案）簡条 5 及び附属書 B～M の改訂案について説明があった。

主な議論は以下の通りである。

### 1) 本体簡条 1～4

- ・P5-3.8 で，“放射性廃棄物”を定義しているが，“廃棄体”にすべきではないのか。

⇒記載箇所により，“放射性廃棄物”，“廃棄体”を書き分けているが，余裕深度処分の記載と整合するように，両方の記載を検討する。

- ・P5-3 全般にわたって，“処分”と“埋設”の表現が混在している。

⇒拝承。ここでは，意図して使い分けているが，使い分けが適切でない部分は修正する。

- ・P5-3.4 のコンクリートピットの定義内容が余裕深度処分の定義と異なっている。

⇒確認して整合するように修正する。

- ・P5-3.10 において，余裕深度処分と比べると，施工単位の表現が限定されている。

余裕深度処分と整合を図る。

- ・P8-4.5.2 の地下水監視のところでは，技術的要件として，地下水中の放射性物質濃度の監視だけではなく，地下水位の測定も加えておいたほうがよくはないか。埋設後管理標準の議論では，地下水位によって放射性物質の地下水中の濃度が変化することが示されている。

地下水位も重要な項目かも知れないが、この標準は施設検査の標準であるので、そこまで言及する必要はないと考えている。地下水の監視は地下水位の監視を包含していると解釈すればよい。つまり、施設検査の立場では、所定の位置に監視用の井戸がありさえすればよく、その設置を確認すればよい。その後で、それをサンプリングに使うか水位の測定もやるかなどは管理方法の問題である。

今の議論と関連することとして、前回のサイクル専門部会でも議論され、まだ結論が出ていないが、埋設後のモニタリングのように、まだ法令や指針などで明確に国の方針が決まっていないことを、民間規格で先取りして細かく規定するのはどうかという疑問がある。したがって、現時点では、地下水位などのような細かいことまで書かないほうがよいと考える。(主査まとめ)

・4.5.2のタイトルの中にある「その周辺区域等の監視設備」という表現は妥当か。

⇒埋設後管理方法標準を参考に修正する。

・P4の序文の記載において、廃棄物の発生箇所を記述する必要性があるのか。

⇒「低レベル放射性廃棄物のうち、ピット処分対象の～」に修正すれば良いのではないか。

⇒拝承。L1,L3についても同様に修正する。

## 2) 本体箇条5

・P6-5.3.3c)の締固め度の検査時期は、「覆土施工完了後」だけで良いのか。

⇒施工時は品質管理の範疇と考え、施工完了後に施工記録を併せて確認することとしている。

・施工記録は、どのような内容なのか。

⇒附属書Kに施工記録となる試験項目を記載している。現在、埋設後管理方法標準と試験項目の整合を図っている。

## (7) トレンチ処分施設の施設検査方法(案)の改訂について

資料F15SC12-6に基づき、中瀬常時参加者より、トレンチ処分施設の施設検査方法標準(案)箇条1～4及び附属書Aの改訂案について説明があり、続いて田中(靖)常時参加者より、トレンチ処分施設の施設検査方法標準(案)箇条5及び附属書Bの改訂案について説明があった。

主な議論は以下の通りである。

### 1) 本体箇条1～4

・P5-3.1の注記の“トレンチ処分施設”は“トレンチ処分”ではないか。

⇒拝承。修正する。

・P5-3.3の定義で、“素ぼりの溝状”としているが、図1と整合しない。

⇒記載については、検討する。

・P7-4.5.2の技術的要件で放射性物質の測定、放射線量を測定としているが、検査項目を勘案して、表現が適切か。

⇒表現については、検討する。

### 2) 本体箇条5

・P5-5.4の附属施設に関する記述がピット処分標準と異なる。整合を取ること。

⇒拝承。L2 標準と調整し整合を取る。

## 6. 今後の予定

### (1) コメント依頼について

各委員に対し、資料 F15SC12 -7~9 の施設検査方法の3標準の完本版に対するコメントを7/23（木）までに、資料 F15SC12 -10 のコメント記入フォームに記入し、事務局宛送付していただくように依頼した。

### (2) 次回分科会について

次回分科会について、8月7日（金）午後、仏教伝道会館4F 光の間での開催を仮決めした。

以 上